

年末調整について 用意はお早目に

平成24年も最後の月になりました。ご存知の通り12月は給与所得者の確定申告にあたる年末調整を行う時期です。早めに準備に取り掛かり、スムーズにその作業を完了させてよい新年を迎えましょう。

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

■「年末調整」とは■

給与の支払者は、毎月(日)の給与の支払の際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税の源泉徴収をすることになっていきます。しかし、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額(年税額)と一致しないのが通常です。

この一致しない理由については、各人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られています。実際には年の途中で給与の額に変動があること、②年の途中で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を「徴収」または「還付」し精算することが必要となります。この精算手続きのことを「年末調整」といいます。

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外の所得がないか、給与以外の所得があってもその額が少額であるという人がほとんどです。したがって、このような人について、勤務先で年末調整により税額の精算が済んでしまうということは、確定申告などの手続きを行う必要がないこととなるわけですから、年末調整は非常に重要な手続きといえます。

■年末調整の対象者■

一般的に12月に行う年末調整の対象となる人は、会社などに1年を通じて勤務している人や、年の中途で就職し年末まで勤務している人(青色事業専従者も含む)です。

ただし、本年中の主たる給与の収入金額が2000万円を超える人や、災害により被害を受けて「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税の徴収猶予や還付を受けた人などは年末調整の対象となりません。

■昨年からの変更点■

平成24年分の年末調整について、昨年と比べて以下のような変更点がありますので注意しましょう。

- ① 生命保険料控除が改組されました。
- ② 「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限が翌年1月20日とされました。
- ③ 自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額が変わりました。



中小企業経営継承円滑化法 後継者への事業承継 円滑に進めるために

高齢化社会の進展に伴い、中小企業経営者の年齢も高齢化しつつあります。近い将来、事業承継は避けられない課題であるにもかかわらず、十分な準備をしている中小企業は少ないといわれます。そして、いざ相続となると、相続時の遺産分割をめぐる同族内での対立、後継者が株式を買い取るための資金の手当、相続税の負担といった様々な問題もあり、事業継承がうまく進まないケースも少なくありません。そこで今回は後継者へのバトンタッチを考える際に参考になる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(「経営承継円滑化法」)についてふれてみます。

●中小企業経営承継円滑化法のポイント●

民法の遺留分に関する特例	①贈与株式等を遺留分算定財産から除外できる ②贈与株式等の評価額をあらかじめ固定化できる
相続税の課税特例	非上場株式等の課税価格の80%にあたる相続税の納税を猶予(発行済議決権株式の総数の3分の2に達するまでの部分)
金融支援	①信用保険の拡大(別枠化) ②後継の代表者個人に対する融資を実施

経営承継円滑化法は、①遺留分に関する民法の特例、②相続税の課税についての措置、③事業承継時の金融支援策が主な柱となっています。

■民法の遺留分に関する特例

「遺留分」とは、相続財産(遺産)のうち、一定の相続人に法律上、かならず残しておかなければならないとされている一定の割合額をいいます。被相続人(亡くなった方)は贈与や遺贈によってこれを奪うことができませぬ。例えば相続人が3人いる場合、1

人に全財産を相続させると遺言しても他の2人も自分の権利を主張することができません。これを「遺留分減殺請求」といいます。民法上では、このように定められています。したがって、経営承継円滑化法では「経営者から後継者に生前贈与された自社株式について」「後継者を含む経営者の推定相続人全員の合意」のもと、特例が設けられています。

①遺留分算定の基礎財産から除外する「除外特例」：後継者と非後継者で合意があれば、自社株式は遺留分減殺請求の対象から外れるため自社株式が分散することを防止できます。

②遺留分算定の基礎財産に算入する際の価額を固定する「固定特例」：後継者と非後継者は、生前贈与された自社株式について、遺留分算定の基礎財産に算入する価額を合意時点の価額にすることができます。これにより後継者は、将来の価値上昇による遺留分の増大を心配することがなくなります。

■相続税の課税の特例

後継者が相続により、非上場会社の株式を取得し要件を満たす場合には後継者が相続前からすでに保有していた議決権株式を含めて、発行済完

全議決権株式総数の3分の2までの部分について課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。ただし、雇用確保をはじめとする5年間の事業継続などが要件となります。

■事業承継時の金融支援

代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、事業活動の継続に何らかの支障が生じていると認められる中小企業者が、経済産業大臣の認定を受けた場合において、以下の支援措置を講じることとされています。

①中小企業信用保険法の特例：認定された中小企業者の資金の借入れに関し、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険、特別小口保険のそれぞれにつき特別枠を設ける。これにより金融機関から融資を受けやすくなります。

②日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫法の特例：認定された中小企業者の後継者である「代表者個人」に対して、株式会社日本政策金融公庫が必要な資金を貸し付けます。これらの金融支援により、株式や事業用資産の取得、企業の信用力低下時の運転資金確保、相続税の負担に対する資金調達等、多様な資金ニーズに対応することが可能です。

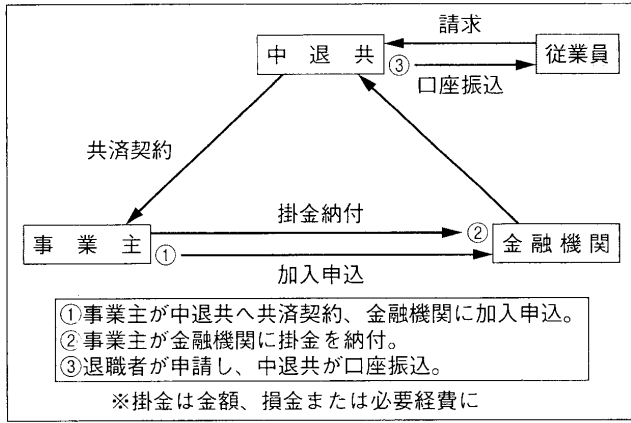


中小企業退職金共済制度 従業員への退職金の積立 助成金などメリットも

一般的に中小企業は、単独で退職金制度を設けることが難しいのが現状ですが、こうした中小企業に対して、国の援助と事業主の相互扶助による退職金制度があります。そこで今回は中小企業で働く従業員の退職金に関する「中小企業退職金共済制度」(中退共)の概要について解説します。

中退共とは、中小企業基盤整備機構が運営している退職金制度で、中小企業が退職金共済契約を結び、掛金を負担すれば、従業員が退職した

●中小企業退職金共済制度の仕組み●



際に機構から退職金を直接支給する制度です。

事業主は、従業員の掛け金を決め、毎月を納めるだけで済みますので、余分な事務作業や手数料も発生しません。

掛金は事業主負担であり、その金額が法人の場合は損金に、個人事業主の場合は必要経費に算入することができますので、税務上のメリットがあります。

また、退職金を受け取る従業員にとっても退職金は一時払いは退職所得、分割(年金)払いは公的年金等控除が適用されるなど税制上優遇されているのもメリットといえます。

■加入に際して

対象となるのは常時使用する従業員の数が300人以下(卸売業の場合は100人以下、小売業の場合は

50人以下)の中小企業(会社・個人事業主)の従業員です。

加入に際しては、原則として全従業員の加入が必要です。パートタイマーの方についても、加入することができます。ただし、法人の役員は加入することができません。

また、これまでは事業主と生計をともにする同居の親族のみを雇用する事業所については、加入することができます。しかし、平成23年1月の改正により、同居の親族のみを雇用する事業に雇われる人であっても、「使用従属関係」使用者の指揮監督下で労務を提供し、かつ賃金の支払いを受けている者が認められる場合は、従業員として取り扱うことが出来るようになりました。

■月額掛金

掛金の月額額は5000円から30000円まで設定されていて事業主が任意に選択することができます。月額掛金は、5000円〜10000円までは10000円単位で、10000円〜30000円までは2000円単位で、自由に設定することができます。

月額の掛金の決め方は様々ありますが、賃金や勤続年数をいくつかのグループに分ける方法や役職を基準にした方法などが考えられます。また、退職金の目安をあらかじめ

決めておき、そこから掛金を逆算する方法も一つの方法です。

■助成

月額掛金の一部について以下の助成金を受けることができます。

〈新規加入助成〉

掛金月額の2分の1(従業員ごと上限5000円)を加入後4ヶ月目から1年間、国が助成します。

〈月額変更助成〉

掛金月額が18000円以下の従業員の掛金を増額した場合は、増額の3分の1を増額月から1年間、国が助成します。

また自治体によって独自の助成制度があるところがあります。

■留意点

2年以内の短期間で退職する従業員の掛金に関しては、掛金を下回る給付しか受け取ることができません。特に1年以内であれば金額が掛け捨てとなってしまいます。

また、ほとんどの企業は、会社都合退職よりも自己都合退職のときの方が退職金の支払額が少額になるように設定をしています。しかし、中退共は掛金を拠出した段階で、権利が従業員に移るため、たとえ従業員が自己都合退職をしても、会社都合退職の方と退職金の金額に差をつけることができます。



〔平成25年1月から徴収〕 復興特別所得税の源泉徴収

ご存知の通り、平成23年12月2日に東日本大震災からの復興財源確保を目的とした特別措置法が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納付期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併

〔平成25年1月からの源泉徴収の計算式〕

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率}(\%) \times \text{※} \\ = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額} \\ (\text{算出額の1円未満の端数は切り捨て})$$

〔※合計税率の計算式〕

$$\text{合計税率}(\%) = \text{所得税率}(\%) \times 102.1\%$$

せて国に納付する必要があります。

源泉徴収すべき所得税 及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2・1%と相当額とされています。

復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて徴収することから、実際には、表の通り、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付することになります。

給与等に係る所得税 及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成25年分以後の「源泉徴収税額表」に基づいて、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

12月の税務と労務

一 税 務 一

- ★給与所得の年末調整
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- ★給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出
(1)提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日
(2)提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- ★固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
- ★11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（24年6月～11月分）の納付 納期限…12月10日
- ★7月～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出
提出期限…12月20日
- ★10月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…平成25年1月4日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…平成25年1月4日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税） 申告期限…平成25年1月4日
- ★4月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分
申告期限…平成25年1月4日
- ★消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…平成25年1月4日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…平成25年1月4日

一 労 務 一

- ★労働災害保険事業開始届 提出期限…12月10日
- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…平成25年1月4日

激動だった2012年も残りわずかとなった。経済を取り巻く環境は厳しさを増し、暗いニュースが多かった中、今年のノーベル生理学・医学賞は京都大学の山中伸弥教授が受賞し、日本中を沸かせた。マウスのiPS細胞作製を世界で最初に発表した功績が認められた。世界に日本の革新的技術の底力を見せつけた。▼革新的技術には既存の製品技術を進化させていく「持続的革新」と従来の路線とは全く違う「破壊的革新」の2種類がある。持続的革新で勝ち

革新の芽を育てる

抜いた企業は既定路線から抜け出しにくく、やがて消費者から飽きられてしまう傾向がある。そして、市場は破壊的革新の製品の登場によって奪われるケースが多い。▼革新が「破壊的」であったことは、振り返って初めて判明する。山中教授のiPS細胞も当初、海のものとも山のものとも分からない研究からのスタートだった。企業としては既定路線を大切にしつつも、これに縛られず、破壊的革新の芽を育てていくことが重要である。